

東郷町フロントヤード改革推進支援業務
プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、公募型プロポーザル方式により、東郷町フロントヤード改革推進支援業務を受託する事業者を選定するために必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

(1) 業務名称

東郷町フロントヤード改革推進支援業務

(2) 業務内容

別紙「東郷町フロントヤード改革推進支援業務仕様書」のとおり。

(3) 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

(4) 事業費

9,856千円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

3 選定方法

公募型プロポーザル方式による。

4 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

- (1) 過去5年以内に地方公共団体において窓口DX業務に関する推進支援業務又はそれに類する業務の実施実績を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の定めに該当しない者
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立がなされている者にあつては、同法に基づく再生手続開始の決定を受けていること。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立がなされている者にあつては、同法に基づく再生手続開始の決定を受けていること。
- (5) 本町に入札参加資格の認定をされている者
- (6) 東郷町暴力団排除条例（平成24年東郷町条例第27号）による入札参加除外措置を受けていない者
- (7) 東郷町指名業者等選定審査会規程（平成元年東郷町訓令第2号）による指名停止を受けていない者
- (8) 市町村税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者
- (9) 本業務を統括する担当責任者は、(1)における業務経験を有すること。

- (10) 本業務について、十分な業務遂行能力及び適正な執行体制を有し、本町の指示に迅速かつ柔軟に対応できること。

5 申込方法及びスケジュール

項目	日程等
募集要領の公表	令和7年5月23日から ・必要な書類は、町HPからダウンロードすること。
質問の受付	令和7年5月29日 午後5時まで ・質問内容を簡潔にまとめ、電子メールにより送付すること。
質問の回答	令和7年6月2日までに町HPで公表
参加表明書等の提出	令和7年6月5日 午後5時まで ・東郷町役場3階企画政策課に提出すること。 ・郵送の場合は、上記までに必着のこと。
企画提案書等の提出	令和7年6月19日 午後5時まで ・東郷町役場3階企画政策課に提出すること。 ・郵送の場合は、上記までに必着のこと。
プレゼンテーション審査	令和7年6月26日（予定） ・プレゼンテーションの実施時間等の詳細は、別途各提案者に通知する。

6 書類の提出

(1) 提案参加表明書等

提案参加表明については、以下の書類を各1部作成し、期限内に東郷町役場3階企画政策課に提出すること。

- ア 提案参加表明書（様式1）
- イ 会社概要書（様式任意）
- ウ 類似業務実績調書（様式任意）

(2) 企画提案書等

企画提案については、以下の書類を各8部作成し、期限内に東郷町役場3階企画政策課に提出すること。

なお、企画提案書中に見積書は含めないこと。

応募書類については、アからウを一式として各1部をクリップ留めで提出し、ステープラー等は使用しないこと。

- ア 企画提案申請書（様式2）
- イ 企画提案書（様式任意）

ウ 受託金額見積書（様式任意）

※受託金額見積書については、積算根拠、内訳が分かるように記載すること。

なお、契約候補者に選定された場合であっても、当該見積額が契約額を確約するものではない。

(3) 企画提案書に記載する主な提案項目

ア 提案内容

イ 実施体制

ウ 業務実績

7 審査に関する事項

本業務に係る提案書等の審査、評価及び優先交渉権者の選定は、東郷町フロントヤード改革推進支援業務事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において行うものとする。

(1) 評価項目

評価項目		主な評価の視点	配点
業務実施体制	業務実績	同種業務の実績があり、当該実績が本業務の実施目的の達成に有効であると認められるか。	10
	実施体制	業務遂行が可能な人員、指揮系統等組織体制が確保されているか。	10
	人員配置	配置予定技術者の資格、経歴、手持ち業務の状況等、本業務の履行に対し適正な配置であるか。	10
企画提案書	窓口分析・課題整理	・課題を抽出・整理するに当たって、住民窓口の現状及び住民ニーズを的確に把握するための効果的な手法が示されているか。	20
		・窓口業務分析の結果、本町の特性が明確に示される提案となっているか。	20
		・課題に対する解決策の検討に当たって、デジタル活用に限らず多角的な視点から検討、評価される手法が示されているか。	10

	将来像・ ロードマ ップ	・目指すべき姿を将来像として明確に示す提案 となっているか。	10
		・ロードマップの策定に当たっては、本町の特性 を踏まえた「東郷モデル」として示すことができ る提案となっているか。	10
	職員研修・ ワークシ ョップ	・計画策定の過程も職員研修の一環と考え、職員 のマインドセット醸成及び改革意識の向上を重 視した研修内容となっているか。	30
		・策定したロードマップを自走できる人材を育 成する研修内容となっているか。	30
姿勢・意欲		本業務に対する取組意欲が感じられ、質疑に対す る回答が明確、かつ説得力がある内容であるか。	10
見積金額		価格の妥当性	30
合 計			200

(2) プレゼンテーション審査

プレゼンテーションを実施し、選定委員会で評価する。

なお、提案事業者が1者のみの場合においても実施する。

ア 実施日（予定）

令和7年6月26日（木）

イ 実施場所

東郷町役場会議室

ウ 時間配分

プレゼンテーション 20分

質疑応答 20分

(3) 審査結果

ア 選定委員会による評価で、最も得点の高い提案者を第1位の優先交渉権者と
し、次点の者を第2位の優先交渉権者とする。

イ 最高得点の提案者が複数であった場合は、見積金額の低い者を優先交渉権者
とする。

ウ 最高得点及び見積金額が同額の場合は、審査委員の合議により決定する。

エ 審査結果は、審査終了後に提案者全員に通知する。

オ 優先交渉権者及び審査結果は、本町のホームページで公表する。

なお、審査結果の公表時には、優先交渉権者以外の提案者名は非公表とす

る。

カ 審査結果に関する問合せ及び異議申立ては受付けない。

(4) 業者決定及び委託契約の締結

令和7年7月上旬

8 契約事項

- (1) 契約は、審査により選定された優先交渉権者と本町において、協議を行った上で、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める随意契約によって、当該業務に係る委託契約を締結することを前提とする。
- (2) 最終的な業務仕様については、事業者との協議により決定する。
- (3) 失格その他の理由により第1位の優先交渉権者との契約が不可能となった場合は、候補者選定審査において、次点となった優先交渉権者と協議を行う。

9 失格要件

- (1) 応募書類に虚偽の記載をした場合
- (2) 参加申込書提出後、提出期限内に応募書類を提出しなかった場合
- (3) 本要領における諸条件（見積金額が事業費上限を超えた場合を含む。）に違反した場合

10 その他

- (1) プロポーザルに参加するために係る費用は全て応募者の負担とする。
- (2) 提出された書類は、理由の如何を問わず返却しない。
- (3) 提出書類の著作権は申込者に帰属するが、選定結果の公表等に必要な場合には、本町は、当該著作権を無償で可以使用することとする。
- (4) 本町が必要と認めたときには、追加資料の提出を依頼する場合がある。
- (5) 参加表明書提出後に辞退する場合は、事務局まで事前に連絡の上、辞退届（任意様式）を提出すること。
- (6) 本件に係る情報公開請求があった場合には、東郷町情報公開条例（平成11年東郷町条例第21号）に基づき、提出書類を公開することがある。

11 事務局（問合せ先）

東郷町企画部企画政策課企画政策係

所在地 〒470-0198 愛知郡東郷町大字春木字羽根穴1番地

電話 0561-38-3111（代表）

メール tgo-kikaku@town.aichi-togo.lg.jp